



研修に使用した投票用紙の紛失について

昨日、研修に使用した投票用紙を紛失したため、以下のとおりお知らせします。

1. 概要

10月15日午前9時～11時頃、10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票事務にあたる委託先派遣業者向けの従事者研修を実施した。この研修では、実際の期日前投票所（習志野市庁舎1階展示コーナー）において、実際に使用する機器類を用いて実践した。その際、投票用紙交付機が色判別する機種であることから、投票用紙は実際のものを使用し、かつ、投票用紙の印影の部分に赤く塗りつぶし、無効票になるよう加工をしている。

研修終了後、3種類それぞれ100枚用意した加工済みの投票用紙のうち、小選挙区選出議員選挙用（あさぎ色）が1枚不足していることが発覚した。

その後、同投票用紙の再計数に加え、研修会場や使用した計数機などの再点検、研修参加者全員への調査を行ったが不足の1枚は発見できなかった。

2. 影響

紛失と思われる投票用紙が投票に使用されたとしても、塗りつぶしにより、他字記載又は単に雑事を記載した票であることから、無効票として処理されることとなります。

3. 今後の対応

今後は、投票用紙を取り扱う機会には細心の注意をはらうとともに、投票用紙を取り扱う者は限定し、使用前後に2人以上で点検するなど、再発防止に努めてまいります。

問合せ先 選挙管理委員会事務局 電話047-453-9215
